

1 . 件名 : 九州電力(株)新制度の施行日を跨ぐ変認及び分割工認における検査の取扱いに係る面談

2 . 日時 : 令和2年2月20日 16時30分 ~ 17時30分

3 . 場所 : 原子力規制庁2階 会議室

4 . 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

嶋崎管理官補佐、高須統括監視指導官、上田上席原子力検査官、

平川主任原子力検査官

九州電力(株)

原子力事業本部 原子燃料部門

原子力工事グループ課長 他5名

5 . 要旨

九州電力(株)から、資料に基づき、新検査制度の施行日以降で至近に計画している川内及び玄海における工事計画の変更及び分割申請した工事の計画に係る検査について、使用前検査とするのか使用前事業者検査にするのかについて確認したい旨連絡を受けた。

原子力規制庁は、工事計画の変更内容が基本設計方針のみのもので、工事を伴わないもの、工事の内容がきわめて軽微なものについては、新検査制度施行後に認可されても当初の工事計画に対する使用前検査申請書の変更で対応すると説明し、資料に示された【変認(BF(バックフィット)取り込み)】については、使用前検査とする。また、分割申請した工事の計画については、使用前事業者検査とする旨を伝えた。

6 . その他

資料 : 新制度の施行日を跨ぐ変認及び分割工認における検査の取扱いについて